

2023年度 決算公告

メディカル少額短期保険株式会社

貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【現金及び預貯金】	【 20,277,685 】	【保険契約準備金】	【 38,482,736 】
普通預金	20,277,685	責任準備金	34,687,050
【有形固定資産】	【 3 】	支払備金	3,795,686
建物付属設備	2	【その他負債】	【 20,048,901 】
工具器具備品	1	短期借入金	9,000,000
【無形固定資産】	【 4,805,900 】	未払金	8,969,837
ソフトウェア	4,805,900	預り金	547,264
【その他資産】	【 130,993,101 】	未払法人税等	1,531,800
未収保険料	14,152,614		
未収入金	32,210,369	負債の部合計	58,531,637
敷金	2,205,000		
保険業法第113条繰延資産	82,425,118	純資産の部	
【供託金】	【 14,000,000 】	【株主資本】	【 111,545,052 】
供託金	14,000,000	(資本金)	(219,000,000)
		資本金	219,000,000
		(利益剰余金)	(△107,454,948)
		繰越利益剰余金	△107,454,948
		純資産の部合計	111,545,052
資産の部合計	170,076,689	負債及び純資産の部合計	170,076,689

損益計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

科 目	金 額	額
		円
【経常収益】		147,746,773
【保険料等収入】		
保 險 料	76,463,160	76,463,160
【責任準備金等戻入額】		
責任準備金戻入額	23,698,283	
支払備金戻入額	47,585,116	71,283,399
【資産運用収益】		
受 取 利 息	187	187
【その他経常収益】		
雑 収 入	27	27
【経常費用】		166,790,161
【保険金等支払金】		
保 險 金	57,871,467	
解約返戻金等	1,170,115	59,041,582
【事業費】		63,604,592
【その他経常費用】		
保険業法第113条繰延資産償却費	27,475,034	
開業費償却	16,495,186	
支払利息	173,767	44,143,987
経常損失		(19,043,388)
税引前当期純損失		(19,043,388)
法人税、住民税及び事業税		1,676,200
当期純損失		(20,719,588)

個 別 注 記 表

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

- I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
- III. 貸借対照表に関する注記
1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,315 千円
- IV. 株主資本等変動計算書に関する注記
1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 4,380 株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 0 株
- V. 一株当たり情報に関する注記
1. 純資産額 25,466.90 円
2. 当期純損失金額 4,730.49 円
- VI. その他の注記
1. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
- ② 責任準備金の積立方法
(普通責任準備金の積立方法)
普通責任準備金は、次のAおよびBのいずれか大きい額としています。
- A 未経過保険料
保険業法施行規則第211条の46第1項第1号イに従い、保険種類ごとに規定された方法で計算される額の合計額
- B 収支残
保険業法施行規則第211条の46第1項第1号ロにより計算した額
- (異常危険準備金の積立方法)
異常危険準備金は、保険業法施行規則第211条の46第1項第2号の規定に従う。
積立基準、積立限度及び取崩基準は平成18年3月10日金融庁告示第16号の規定に従い、保険種類ごとに規定されたとおりとしています。

③ 支払備金の積立方法

(普通支払備金の積立方法)

保険業法第 117 条の規定に従い計算される額としています。

(I B N R 備金の積立方法)

保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する規則第 73 条第 1 項第 2 号の規定に基づく平成 18 年金融庁告示第 17 号の規定により計算した額としています。

④ 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、成立後の最初の 5 事業年度の間 (2018 年 3 月期から 2022 年 3 月期まで) に発生した事業費に係る金額その他内閣府令で定める金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しています。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づき成立後 10 年以内 (2027 年 3 月期まで) に均等額を償却することとしています。

発生事業年度別残高 (償却残年数 : 3 年)

2018 年 3 月期分 11, 355 千円

2019 年 3 月期分 12, 997 千円

2020 年 3 月期分 12, 919 千円

2021 年 3 月期分 23, 806 千円

2022 年 3 月期分 21, 346 千円